

滋賀県文化審議会第22回会議 議事概要

1. 日 時 令和元年8月20日(火)10時00分～12時00分
2. 場 所 滋賀県庁 北新館3F 中会議室
3. 出席者 委 員：中川委員(会長)、片山委員(会長代理)、伊熊委員、磯崎委員、井上委員、上田委員、岡田委員、川戸委員、大藤委員、田端委員、寺嶋委員、林委員、南委員、三宅委員(14名出席)
事務局：中嶋 文化スポーツ部長、村田 文化スポーツ部管理監、小林 文化芸術振興課長、青山 美の滋賀企画室長、辻 課長補佐、西川 主幹ほか
4. 議 題
 - (1) 滋賀県文化振興基本方針(第2次)について
 - ・平成30年度滋賀県文化振興基本方針(第2次)の実績について(滋賀県文化審議会評価部会第17回会議概要)
 - ・滋賀県文化振興基本方針(第2次)の改定に向けた検討の進め方について
 - (2) 県内市町の文化行政の取組状況について
 - (3) 「(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の策定について
 - (4) その他
 - ・文化財行政に関する現状について
 - ・琵琶湖文化館の機能継承のあり方の検討について
5. 議事録 以下のとおり

事務局	<p>■ 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化スポーツ部 中嶋部長 挨拶 ・出席委員紹介および会議成立の確認
事務局	<p>■ 議題1 滋賀県文化振興基本方針(第2次)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度滋賀県文化振興基本方針(第2次)の実績について(滋賀県文化審議会評価部会第17回会議概要) 資料1-1 から1-4に基づき説明

<p>会長</p>	<p>・滋賀県文化振興基本方針（第2次）の改定に向けた検討の進め方について 資料1-5に基づき説明</p> <p>今後、滋賀県文化振興基本方針（第2次）のこれまでを踏まえ、次の第3次基本方針に向けて、作業を展開していく。その前提で、資料1-2にある、これまでの評価指標がこのままでも良いのか、あるいは少し加筆修正した方が良いのか、根本的な見直しをすることになる。それについて、評価部会では非常に的確かつもっともな意見が多く出た。第1次基本方針および第2次基本方針は、理想論で評価指標を作成したと部分があるということだと思う。しかし、理想論どおりにデータが出ない。それを出そうとしても、バックアップする仕組みが実はない。それを代用する指標でかなりの期間を乗り切ってきた。こういう部分を別の指標に置き換えてはどうかという話も出た。第3次の時には、1年ごと、もしくは2年ごとに指標の修正、これを弾力的に考えて、変えるということがあっても良いのではないかという方向で、おおむね了解いただいた。</p> <p>理想を言えば、最終的な到達目標、アウトカムをきっちりイメージして、それに見合うような測定指標が欲しいが、県はもとより、市町村ベースでもなかなか持ってないし、そのような調査をする費用もないので、それに代わる「代用指標」を開発する必要があるのではないかと議論した。</p> <p>現指標では、かなり目標達成している。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1-2の指標の中で、「新生美術館」を「近代美術館等」に変えた理由は。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度に新生美術館整備計画については、一旦立ち止まって、見直しすることを表明した。第2次方針の期間中に新生美術館が実現する可能性が無くなり、この方針の中で評価するにあたっては、現状に合った形で表現をするために近代美術館等という表現に改めた。</p>
<p>委員</p>	<p>指標の中で重点施策の1の「県関係文化サイトの閲覧数」がある。今、県のホームページでアクセスができないとか、リンクが繋がらないなど問題があるということだが、この影響はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の指標は平成30年度についてで、実際のホームページの改定作業はこの3月末からだったため、指標自体には影響していない。不具合が生じていて、県民の皆さんに大変御迷惑をおかけして申し訳なく思っている。全庁的に復旧作業を行い一旦は見られる状態にはなっているが、引き続き改善に向けて検討していく。</p> <p>影響は、この6月頃までの間だったので、全くないということはないと思うが、まだ測りかねる部分があるので、御指摘の部分を注視してカウントしていきたいと思う。</p>

委員	資料1-3の参考数値であげられたSNS登録件数について、YouTube等で著作権を侵害するようなものが見受けられる。そういったものを含んで評価していないか、確認はとれているか。
事務局	SNSに関する数値は、すべて公式サイトに関するものを計上している。例えば、YouTubeの琵琶湖博物館のチャンネル登録者数をカウントしている。
委員	評価指標で、重点施策3の芸術鑑賞した小中学生の人数のうち、びわ湖ホールで音楽鑑賞した人数が30年度に減っているのと、重点施策9の1年間に芸術を鑑賞したことのある県民の割合が、26年度から下がってきている理由は何かあるのか。
事務局	びわ湖ホールの自主公演の数が少し減ったため、人数が減っているのだと思う。近代美術館も減っているが、この数値は多少の変動はあるもの。もう少し詳しい状況を確認したいと思う。
会長	<p>重点施策5の「文化活動を支える人材の育成・支援」には専門人材の育成・支援が含まれている。この4月に県内市町の文化担当者向けの研修を行った。研修をして、よくわかったことは、なかなか研修の機会がないということ。劇場やホールの運営をするうえでのアートマネジメント研修も重要だが、行政職員で係長や課長になった方や文化行政の担当者が、自治体としての文化政策・芸術政策をやるとはどのようなことを理解することも重要だと思う。この研修をやるのが先決ではないかと思う。</p> <p>次の基本方針の時には、行政職員研修に関するデータを取り入れて、100%実施してほしいと思う。そうでないと、いくらホールの職員に対して専門研修を行っても、文化行政担当者に地盤を支えてもらえないと、宙づりになってしまうと思う。その連結ができるように行政職員もきちんと文化施策の基礎研修を受けるべきだと思う。</p>
委員	市町の文化政策に関する調査の結果に愕然とした。市町には、お金も人もいないという現状はよくわかったが、市町とホールの職員と一緒に連携して、文化を盛り上げていくべきだということを理解してもらいたいと思った。
委員	<p>文化審議会は、文化振興基本方針を策定するにあたって、重要な位置づけであるということだが、第3次の文化振興基本方針に向かっていくプロセスにおいて、評価部会と次世代育成部会の2つの部会ありきという風を感じる。議論が評価と人材育成に偏っていて、そこに構造的な問題があると思う。</p> <p>何をどう評価するかは、まず自分が何をやりたくて、何ができたかということに対して評価するべきだと思う。もちろん評価は、PDCAサイクルはCのCheckか</p>

<p>会長</p>	<p>ら始まるといわれているので重要だ。情熱やどうなりたいのかといったことが、一番重要だと思う。それに対して、うまくいったかどうかをチェックするということが重要である。</p> <p>次世代育成に関しても、どういう人材が育ってきたかということは、どういう若手を育成するのかということが重要である。</p> <p>滋賀県の文化芸術は、どうなりたいのか、どういうビジョンを持っていくのか、そういう情熱が本当にあるのかといった、そのような議論がきちんと中軸にないといけない。</p> <p>評価や育成とだけ言っても、議論が部分的になる傾向があると思う。部会にあまり重心を置かず、その中核にある、どうなるべきかという議論をしていかないといけないと思う。</p> <p>私も委員がおっしゃったとおりだと思う。議論は、部会に制約するものでなく、あくまでも今まで滋賀県の一番の弱点は、若い層が立ち上がってくれないと、非常に大きな危機感を抱いたから、次世代育成部会を作った。次世代育成部会は、基本方針の改定の際に変えても良いと思う。</p> <p>評価部会を立ち上げたのも、文化振興基本方針において評価が非常に重要な、しかも困難な事柄だったので、それぞれの知見を集める必要があったからだ。</p> <p>だから、この2つに審議会の議題を制約している訳でなく、滋賀県全体の県域としての文化政策のあり方を発言する自由を皆さんが持っている。</p> <p>次期基本方針の改定時には、部会編成をどうするかを議論すべきだ。</p>
<p>事務局</p>	<p>■ 議題2 県内市町の文化行政の取組状況について</p> <p>資料2-1、2-2 基づいて県内市町の文化行政の取組状況について説明</p>
<p>会長</p>	<p>県内の市町のネットワークが結成されて2年程経ったが、それから出てきた現状だ。ここからさらにどのように取り組んでいくべきか、課題が出てきているので御意見をください。</p>
<p>委員</p>	<p>資料に回答のない市町があるが、なぜか。</p>
<p>事務局</p>	<p>7月に調査をし、この資料を取りまとめる直前まで、回答をお願いしたが、未提出となっている。引き続き、回答の提出をお願いしている。</p>
<p>委員</p>	<p>市町の連携が今後、展開していくであろうというところは希望が持てるが、資料2-1の裏面に書いてあるとおり、ジャンルの横断というのが、まだできていないのではないかと思う。文化事業に取り組む際には、教育や福祉など色んな分野が関係</p>

事務局	<p>するので、コーディネーターはこれらの分野を横断できることが必要。地域のコーディネーターを育てるとするのは、もちろん大切なことだが、育てるだけでその人たちが活躍できる場所がなければ、活動ができないと思う。県や市の職員自身がコーディネーターとして動くというのが理想的だと思うし、あるいはコーディネーターとして、横断的に動ける人間を採用する、働ける部署を県なり市町でつくっていくことを検討していただけると良いと思う。</p> <p>いただいた意見をその通りにできると、非常に良いとは思いますが、県の組織なり市町の組織で、行政組織の中でどういう役割で、どういう仕事をするのか、どういう人材を採用していくのかということをしっかり整理したうえで、そういった検討は必要だと思う。県が直接採用することが良いのか、民間でそのような人材や組織があれば、連携や協力することも含めて、どの方法が良いのかを考えていく必要があると思う。また、次回の方針改定に向けて、そのあたりも検討していきたいと思う。</p>
会長	<p>今いただいた御意見は、例えばびわ湖ホールで実施しているアートコーディネーターやアートマネージャーの育成プログラムの中で、いわゆるアートプロデュースやアートコーディネート能力などに着眼していけば、市町の職員でも育成できるという可能性は開けると思う。そういう方向でも議論してはどうでしょうか。</p> <p>自治体で必要な人材は、アーティストではなくて、アーティストと社会をつなぐコーディネーターであるということ、県内の市町でも理解をして、計画の中に入れようとしているところがある。県としてバックアップする考え方を持っていると、市町は助かると思う。</p>
委員	<p>この市町の現状の資料を見て、県にもっと指導をして欲しいと思う。芸術が地方振興の役に立つということ、もっと市町の職員の皆さんに浸透するように講演会などの機会をつくって欲しいと思う。ホールの職員や市町職員で、文化芸術を推進していく人材を育てるべきだと思う。</p>
委員	<p>文化審議会でも市町の文化芸術施策の現状について議論があるということは、恐らく各市町の教育委員会所属職員の、少なくとも課長級以上の幹部には共有できていないと思う。ここで議論されている温度と市町の少なくとも行政に携わる職員との温度では、すごく差があると思う。市町の職員は、基本的に3年で異動があり、文化行政について伝えていくのは難しいと思う。また法律や補助金などのインセンティブが関わらない限りは、そちらに動くということは難しいと思う。</p> <p>今すぐ、こういうことをすればという特効薬はないと思うが、もう少し市町職員や現場との間で意識や情報の共有をしっかりとやっていくべきだと思う。そうでなければ、前にはなかなか進まないと思う。</p>

委員	<p>若者あるいはプロデューサー、コーディネーターという話だと、例えば少し違う観点から、地域おこし協力隊の活動が該当するのではないかと思う。長浜では、財源をクラウドファンディングで集めて、まちづくりや文化事業に取り組む若い地域おこし協力隊の事例がある。そういう人たちの取り組みをもっと県内でつないで、活用できるように市町に対して、事例として提供すれば、そういった人たちを核としたネットワークができてくるのではないかと思う。地域おこし協力隊は地域振興を目的にやっているが、芸術や文化に関わる活動をして、地域の資源を発掘してつないでいくという才能を持った人たちがいるので、その活用が分野や部署を越えてできると良いと思う。</p>
委員	<p>アートコーディネーターという人材が、滋賀県の自治体にはいなかったということがすごくショックだ。大学でもアートマネジメントを学ぶ人材は多くいるはずだが、活躍する場がないということも、非常に残念だと思う。</p> <p>これからは、市町の中に入り込んでいくような人材というのが、必要になってくるのではないかと思う。また、活躍できる場がなければ、活用はできないので、こういった場で活用できるかということも検討してもらいたいと思う。</p> <p>市町文化担当の方を育成するための研修も大事だと思うが、さらに大事なのは、地域の中で入り込んでいる人材の中から、広域で広い視点できちんとした最終目標であるアウトカムを目指せるという人材を育成することだと思う。どうしても行政の文化担当者は、普段の業務、例えばホールの管理のような、日々の細かな文化事業に追われている状況にある。そのような中では、なかなか長期的、10年後20年後、今の子供たちが大人になった時のアウトカムまでは考えられないと思う。そういった人材を育成するための研修も行ってもらいたいと思う。</p>
委員	<p>市町の体制の話の中で、文化財は教育委員会の何々課が担当していると記載があるが、その担当者がいわゆる埋蔵文化財の担当者なのか民俗文化財なのかわからないので、実態把握として少し不足しているのではないか。もう少し細かい分野まで書いてもらいたいと思う。</p> <p>市町職員の人材不足というのは当然あると思うが、消防署のように、少し広域で担当する人を、1人で何カ所かの市町をカバーするなどの方策があると思う。ぜひ体制強化をお願いしたい。</p>
委員	<p>先ほどからのプロデューサーやコーディネーターの育成とその活躍の場の充実についての話が出ているが、実現に向かって進んでいくと良いと思う。そのためには、文化行政担当者向けの研修会を複数回、継続的にやっていくべきだと思う。その研修会の内容には、障害者の芸術についても組み入れてもらいたいと思う。</p> <p>県内で活動している色々な団体、地域おこし協力隊の方々も含めて、すでに実践している、こんな人たちがいるということを市町の担当者の方に知ってもらう出会</p>

委員

いこの場を設ける、ある意味コーディネートすることで、色々な事業がスムーズにいくということもあると思う。資料2-2の問20にある、「各市町の状況など情報交換したいテーマ」の回答にあるように、そこで他の例に出会えたら何とか一緒にやっていける方法が見つけられるのではないかと思う。そういった場として、文化行政担当者向け研修会を活用していくべきだと思う。

来年から次の県の文化振興基本方針を検討するので、非常に大事な現状がわかった。県がやれることは限られていて、県内の文化のことを考えたら、基礎自治体、それぞれの市町が、きちんと文化行政に取り組んでいることが一番大事で、それをサポートするのが県だと思う。ただ、地方分権の時代において、県と市町は基本的には対等なので、上から指導するという訳にはいかない。やはり環境を整備すると支援をすることで、各市町がうまくいくようにするということが大事だと思う。

それから5ページの問3にある、コーディネーター的な役割の人材が県内市町にいないという、とてもショッキングな結果が出ている。全国を見渡すと青森県の八戸市のように基礎自治体であっても、文化の専門職の人を雇って、そこがハブになって地域の文化振興をやっているような自治体もなくはないが、滋賀県の全ての基礎自治体がそうなるのを期待するのは、なかなか難しいのかなと思う。そうすると、やはり行政と民間のNPOや文化施設などの現場、実際に地域の文化に関わっている場所が、継続的に対応する場をつくるのを行政が支援していくのが重要なのかなと思う。

その時にもう一つ重要なのが、滋賀県内の自治体を見ると、文化行政を担当しているのは、いくつかの自治体が首長部局、ほとんどが教育委員会。ただ今後の自治体の文化政策を考える時には、文化を文化のためにやるのではなくて、福祉やまちづくり、観光や産業振興など色々な分野に文化を応用していくということが求められることになる。それは国の基本法でも掲げられているし、そういう方向に進んでいくことになると思う。

だから、文化の担当部署の人たちだけを研修するというよりは、どの自治体の首長部局にもある、「企画課」や「財政課」といった部署の職員も、きちんと文化のことを理解するための場を作っていく必要があると思う。各基礎自治体の首長部局の部署の職員、教育委員会で文化を担当する職員、民間や文化施設などで文化の現場にいる人たち、その3者の対話の場、プラットフォームのようなものが各自自治体で形成されて、それを県が側面支援できるような状態を目指していくという姿が求められるのではないかと思う。

国の文化芸術基本法の改正を受けて、基礎自治体には地方文化芸術推進基本計画を策定するということが努力義務になった。現状で計画を作っている自治体が3分の1ぐらい。残りの3分の2の自治体も計画づくりに取り組むが、その時には、文化のための文化の計画ではなくて、福祉やまちづくり等の色々なものを総合的にやっていく計画をつくることになる。そういう計画の策定を後押しするという、ある

<p>会長</p>	<p>意味大義名分で、各地域の場づくりみたいなものをしていくというのが、次の県の基本方針の中では、すごく大事な政策の柱になるのではないかと資料を見ながら思った。</p> <p>今日の委員の皆さんの発言を聞いていても、まさにそういう方向を推進しようというところの色々なヒントがあった。委員の御提案の、基礎自治体単位だけではなく、もう少し広域でできるようにコーディネートするのは、県ならではのことだと思う。単独自治体ではなく、ブロック単位ぐらいのところの中間支援的をするというのもありかなと思った。今回の調査は次のプランをつくるのに大事なヒントが得られた、意義のある調査だったのではないかと思います。</p> <p>このようにデータ整理をして、非常にシャープな正確な数字、データが出たので、これだけの議論ができた。</p> <p>自治体の文化政策というのは、文化芸術基本法という法律があるが、そこに書いてあることは、あくまでも国の仕事だということ。今回の改正で地方公共団体においても文化基本計画を作るように努力してくださいという、努力義務規定が入った。これは地方公共団体にとっては追い風にも見えるが、本当の自治事務のあり方から言えば、「大きなお世話」となるかもしれない。やる、やらないは勝手というのがこの施策なので、それは大変つらいところ。やはり願いは、各自治体で条例をつくってもらいたいということだ。条例に基づく、きちんとした文化振興をしてもらいたいことで、法律改正の動きになった。基礎自治体がいかに頑張るかということには、広域自治体としての滋賀県がどう応援するかというのが、重要な課題だと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>予算額を見ると、長浜市だけが他の自治体と違って、文化施設経費、「箱物」に関する経費に比べて、芸術文化事業費の方が予算のウエートが高いが、これは長浜市の政策に特筆すべきものがあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まだ結果を分析できていないので、引き続き、追加でヒアリング等を行っていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>長浜市は、かつて1億円を全国の自治体に交付した時に「箱物」を作らず、「三役修行塾」というソフトの、伝統芸能を守るという所にお金を使った。お金の使い方、その後が全く変わっていくという例が長浜市にはある。事業費の計上の仕方によるものかもしれないが、詳細を知りたい。</p>
<p>委員</p>	<p>観光でも、こういう文化力の指標とは別に、経済や教養、健康の指標も併せて観光行政の中で何とか組み入れていきたいと思っている。コーディネーター役を文化財のジャンルから出すのがいいのか、今後は、逆に観光事業者なり、観光で色々な</p>

<p>会長</p>	<p>交流人口をつくっている事業者の中で、こういうコーディネーターを育成して、その中で文化を理解できる人間を育成していく方が良いのか、重要なポイントになっている。</p> <p>文化の各指標でも、経済的な指標や文化の指標はチェックポイントで、評価指標はあるが、それ以外の指標が、バランス的に文化だけの指標で評価をしていくというのは非常に、今、世間が動いている状況からすると、少し弱いような気がする。</p> <p>アンケート調査の中で、市町にコーディネーターが誰もいないという現状を観光事業者の方へ持ち帰り、その育成が観光の分野からできないかチャレンジしてみたいと思う。</p> <p>東京アーツカウンシルの行っている、文化コーディネーターやプロデューサーの育成講座のプログラムの中身を見ると、決してアートだけにこだわるものではなく、観光開発のできる人材を育成するようにもなっている。研修では、ファンドレイジング、例えば寄附の集め方とか、補助金の獲得の仕方が入っています。また、コンセプトワークについて、何をコンセプトにするかという研修は、観光に関しても使えると思う。何もアートだけにこだわることなく、地域をアートや観光で盛り上げるプロデューサーやコーディネーターと考えれば、応用範囲は広がるのではないかと思う。そういう点からも、やはり人材育成が大事だと思う。</p> <p>■ 議題3「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」について</p>
<p>事務局</p>	<p>仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定状況について説明</p>
<p>委員</p>	<p>今回の市町に対する調査と文化施設に対する調査は、障害者の文化芸術活動については、まだまだやる必要があると思う内容だった。文化施設側の回答を見て、ややもすると、障害のある方を受け入れることがイコールリスクであるように思われていることが、回答の中から見えてくる。これはとても残念な話だ。せっかくこういう結果が出たのだから、今できることは何だろうと考えていくべきだと思う。この障害者文化芸術活動推進計画を考えている方々は、福祉サイド寄りの視点なので、この文化施設側の視点を入れる、受け止めて、協働していく側の視点をもっと入れていくことで、障害のある方を受け入れることがイコールリスクということにならないのではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>この調査は、文化施設が障害者の方にどのように対応しているかの現状、今後どうすべきかの資料であると思う。その中で忘れてはいけないと思うのは、必ずしも文化施設が対応するのは障害者の方だけではないということ。今、健常者である人</p>

	<p>間であっても、いつ交通事故に遭うかわからないし、体が動かなくなるかもしれない。そして高齢化社会だから、だんだん耳が聞こえなくなる、目が見えなくなるという人が増えていく。障害者と健常者を分けて対応するというのも必要だが、誰もが障害者になる可能性があるということも前提にすることが必要だと思う。そして障害者の人と一緒に音楽を聴いたり、絵を見たりするということに対して、一般の市民の意識を高めることが、とても重要なことだと思う。今後、文化施設が対応していく中で、障害者を対象にする、障害者のことを念頭におくということだけではなく、障害者と健常者一緒にワークショップなど、障害者に対する意識をみんなもっと持ってもらう、関心を持ってもらう、彼らと一緒に何かを見たりすることは、決して怖いことではないし、彼らが何か邪魔をするわけではないということの理解を深めるべく、障害者と文化施設だけの狭い中で考えずに、もう少し広い視野で考えた方が良いのではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>資料3-1の「第1回会議・第2回会議での主な意見」の計画の方向性にある、「障害のある作家やアーティストは養護学校の教員や福祉作業所等の支援者などに見出されることで、活動の機会を得ることが多い」とあります。例えば養護学校の先生の研修をしてはどうかと思った。</p> <p>私の勤務している大学では、障害児教育の講座もあり、何人か教員もいる。それから美術でアール・ブリュットの研究をしている、実践をしている教員もいるし、私は音楽の分野で養護学校と関わりがある。このように色々な部署で、障害のある方と関わる方法を模索していたり、実績を持っている。ノウハウがないという意見が多くあったが、大学として、個人として、何か協力できることがあるのかもしれないと思った。</p> <p>先程の委員御発言のとおり、この計画に関しては、障害のある人を取り出して話をしているが、県の実施する子どものための「ホールの子」のコンサートで、支援学校の子たちをストレッチャーのまま、会場で受け入れている。これは非常に良い活動だと、支援学校の先生たちも言っている。健常者と障害者を分けない、そういった事業も多くあるはずなので、そのような事業も実績としてあげてはどうかと思った。</p>
<p>会長</p>	<p>この「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は非常にユニークな法律で、ある種、文化芸術基本法そのものも、ここまで進化・発展しないといけないと思うくらいの中身がある。先進県の滋賀県がこの程度なのかと期待を裏切るといけないので、委員から出た御意見は、大変重要な論点だと思うので、施策の中で生かしてください。</p>
<p>委員</p>	<p>今まさに言っていたいただいたとおりだと思う。このことは、一般の方々にもニーズがあることだと思う。ボーダレス・アートミュージアム NO-MA で、高次脳機能障害</p>

のある方と共に楽しむ芸術鑑賞会や盲ろうの方と共に楽しむ芸術鑑賞会、そして発達障害のある方と共に楽しむ芸術鑑賞会というのを開催している。これらに対して、一般の方の申込みが割と早い段階からあり、関心のある方々はたくさんいらっしゃる。障害のことを理解してくださいではなくて、アートと一緒に楽しみましようということで、何となく取っ付きやすさがあるのだろうと思う。これをしっかり位置づけるということは、しっかりとした成果も出るし、共に楽しんでいくのだということを広めるのに、とても有効だと実感している。

委員

今、委員御発言のとおり、一緒に楽しむという観点だと、資料3-2の1番最後の問19にある「芸術鑑賞は長時間座席に着いて、静かにしている必要があるので…」という意見とは違って、一緒に楽しむということ、障害を持った方々ならこういう鑑賞の仕方をするというのを、私たちも一緒に楽しむということではないでしょうか。障害を持った方々の鑑賞の仕方やその楽しみ方を共有できるというような観点が必要なのだと思った。

障害のある方を受け入れることがリスクになっている、リスクマネジメント、幸い今のところトラブルがないという記述に、現状が見えると思った。

委員

資料3-2の調査結果概要を見て思ったが、湖南省では民間や地域でやっていることがたくさんあるが、それらを十分に拾いきれていないのかなと思った。できるだけそういうものが、数値あるいは、色んな概要の中で拾えるような形にしてもらった方が良かったと思った。そのあたりを考慮しながら、資料を作成いただきたい。

委員

先ほどの基礎自治体の調査の中で、予算の表を見て、ちょっと少ないなと感じるが、今後の方向として、文化の部署の予算を増やすのももちろん大事だが、こういった障害者の取組を推進していく中で、むしろこの市町ごとの障害者福祉の予算のうち、この文化の部分が占める比率を高めていく、充実させていくということも、実は目指すべき方向であると思う。

観光の施策の中での文化の比率を高めていくとか産業政策やまちづくりの中での文化の様子を高めていくように、実は目指すところはそういうところにあるのではないかと思う。自治体が政策の中で、文化と福祉予算の取り合いをするということではないだろうということを正に表しているのが、今回のこの障害者の計画づくりの資料だと思う。

■ 議題4 その他報告事項

- ・文化財行政に関する現状について、
- ・琵琶湖文化館の機能継承検討懇話会の設置について、説明

会長	都道府県の作成する大綱と市町村の文化財保存活用地域計画の違いは何ですか。
事務局	都道府県の大綱が定められた後に、市町村が具体的に市町の文化財の活用と保存に関する計画をつくり、国の認定が申請できます。現時点では市町についてはこの認定を申請することができません。
会長	<p>文化財行政に関する現状これは保存だけでなく、活用というところに踏み込んだということで法的な変更をしたということ。</p> <p>それから琵琶湖文化館の機能継承、これについては検討懇話会にお任せしているということ。なお、新生美術館にこの機能を吸収するという話だったが、美術館の話が今ストップしているので、分けて考えるということ。改めて、新生美術館の計画とは別に、琵琶湖文化館について考えるということだ。</p> <p>以上で、この審議会の審議事項を終えたいと思います。 それでは事務局にお返しいたします。</p> <p>■ 開会</p>
事務局	<p>委員の皆様には大変お忙しい中、御出席の上、長時間にわたりまして熱心に御議論いただきましてありがとうございました。</p> <p>本日いただきました御意見を今後の文化振興行政に反映すべく、取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>これもちまして、滋賀県文化審議会、第21回会議を終了させていただきます。 本日はまことにありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>